公益財団法人　日本台湾交流協会本部と在外事務所間の荷物の発受業者選定にかかる入札について

当協会本部と台北事務所及び高雄事務所は、台湾との実務関係維持の為、定期的に外務省の外交行嚢に準じた荷物の発受を行っております。つきましては、以下のとおり競争入札を行うことと致しますので、本事業の請負を希望される会社は、入札説明会に出席の上、期日までに必要書類を提出してください。

１．内容

行嚢の公益財団法人日本台湾交流協会東京本部（以下「本部」）と公益財団法人日本台湾交流協会台北事務所・公益財団法人日本台湾交流協会高雄事務所（以下「在外事務所」）との間の発受に係る業務一式

２．契約期間

令和５年４月１日～令和６年３月３１日

３．競争入札参加資格

（１）予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第７０条の規定に該当しない者であること。

　　　なお、未成年者、被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（２）予決令第７１条の規定に該当しない者であること。

（３）航空運送代理店業者として国土交通大臣に届出済であること。又は、利用航空運送業者として国土交通大臣の許可を受けていること。

（４）公共機関において物品・役務等調達契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

（５）令和２年・令和３年・令和４年度全省庁統一資格「役務の提供等」の「Ａ」「Ｂ」「Ｃ」「Ｄ」何れかの等級に格付けされた競争参加資格を有する物であること。

４．入札者に求められる義務

　　入札希望者は、以下の書類を入札書受領期限内に提出しなければならない。

　　なお、入札にかかる資料作成費用については全て提出側の負担となる。

1. 入札書（経費見積書）

②　航空運送代理店業者として国土交通大臣に届出済みであること、又は、利用航空運送業者として国土交通大臣の許可を受けていることを証明する書類。

③　業務履行保証書（運送形態説明書を添付）

なお、代理人による入札の場合には、委任状を提出しなければならない。

また、結果発表の前日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

入札者より提出された書類は本部において審査するものとし、採用し得ると判断した書類を提出した者のみを落札決定の対象とする。

　　④公共機関において物品・役務等調達契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止を受けている

　　　期間中でないことの誓約書。

　　⑤　全省庁統一資格結果通知書（写し）　２部

５．入札説明会の日時及び場所

（１）　日時：令和５年１月２３日（月）　１６時

　　　　場所：公益財団法人日本台湾交流協会　応接室

　　　　　〒106-0032　東京都港区六本木三丁目１６番３３号 青葉六本木ビル７階

（２）問い合わせ先：総務部　鈴村

　　　　電話　０３－５５７３－２６０６　内線２５（受付：平日９：３０～１８：００）

６．選考結果通知

　　入札結果については、当協会ホームページにて採用会社を公表いたします。